

成田市 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料（令和4年10月1日から）

手数料の種類	区分		金額 ₍₁₎ (1件あたり)		
長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料 (2)	事前審査あり (3)	新築	一戸建ての住宅	8,000円	
			共同 住宅 等	全体住戸数 5戸以下	15,000円
		全体住戸数 6戸～10戸		27,000円	
		全体住戸数 11戸～25戸		42,000円	
		全体住戸数 26戸～50戸		73,000円	
		全体住戸数 51戸～100戸		119,000円	
		全体住戸数 101戸～200戸		199,000円	
		全体住戸数 201戸～300戸		248,000円	
		全体住戸数 301戸以上		272,000円	
		増築 ・ 改築	一戸建ての住宅	12,000円	
			共同 住宅 等	全体住戸数 5戸以下	23,000円
				全体住戸数 6戸～10戸	40,000円
				全体住戸数 11戸～25戸	63,000円
				全体住戸数 26戸～50戸	109,000円
	全体住戸数 51戸～100戸			179,000円	
	全体住戸数 101戸～200戸	299,000円			
	全体住戸数 201戸～300戸	372,000円			
	全体住戸数 301戸以上	409,000円			
	事前審査なし	新築	一戸建ての住宅	42,000円	
			共同 住宅 等	全体住戸数 5戸以下	102,000円
全体住戸数 6戸～10戸				165,000円	
全体住戸数 11戸～25戸				326,000円	
全体住戸数 26戸～50戸				594,000円	
全体住戸数 51戸～100戸				1,035,000円	
全体住戸数 101戸～200戸				1,916,000円	
全体住戸数 201戸～300戸				2,744,000円	
全体住戸数 301戸以上		3,360,000円			
増築 ・ 改築		一戸建ての住宅	63,000円		
		共同 住宅 等	全体住戸数 5戸以下	154,000円	
			全体住戸数 6戸～10戸	248,000円	
			全体住戸数 11戸～25戸	489,000円	
			全体住戸数 26戸～50戸	891,000円	
			全体住戸数 51戸～100戸	1,552,000円	
			全体住戸数 101戸～200戸	2,875,000円	
	全体住戸数 201戸～300戸		4,117,000円		
全体住戸数 301戸以上	5,040,000円				

手数料の種類	区分		金額(1)(1件あたり)	
長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手 料(4)	事前審査あり(3)	一戸建ての住宅	12,000円	
		共同 住宅 等	全体住戸数 5戸以下	23,000円
			全体住戸数 6戸～10戸	40,000円
			全体住戸数 11戸～25戸	63,000円
			全体住戸数 26戸～50戸	109,000円
			全体住戸数 51戸～100戸	179,000円
			全体住戸数 101戸～200戸	299,000円
			全体住戸数 201戸～300戸	372,000円
			全体住戸数 301戸以上	409,000円
	事前審査なし	一戸建ての住宅	63,000円	
		共同 住宅 等	全体住戸数 5戸以下	154,000円
			全体住戸数 6戸～10戸	248,000円
			全体住戸数 11戸～25戸	489,000円
			全体住戸数 26戸～50戸	891,000円
			全体住戸数 51戸～100戸	1,552,000円
			全体住戸数 101戸～200戸	2,875,000円
全体住戸数 201戸～300戸			4,117,000円	
全体住戸数 301戸以上			5,040,000円	
長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手 数料(5)	計画の内容の変更... 1件につき 当初申請時の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(1)の1/2			
	譲受人の決定 または 管理者等の選任 に係る変更... 1件につき 1,700円			
長期優良住宅 維持保全計画 変更認定申請 手数料(6)	1件につき 当初申請時の長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(4)の1/2			
地位の承継の 承認申請手 料(7)	1件につき 1,700円			
容積率の特例 許可申請手 料(8)	1件につき 160,000円			

注釈

- 1 賃貸共同住宅の一戸当たりの手数料は、建築物全体の住戸数に応じた金額を、認定申請しようとする住戸の数で除した額(100円未満切り捨て)となります。
- 2 新築・増改築の工事によって建築される長期優良住宅の認定申請手数料です。法第6条第2項の規定による申出をする場合は、本手数料に建築確認申請手数料を合算して納付してください。

- 3 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定により登録住宅性能評価機関から交付される、申請対象住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認書若しくは性能評価書またはこれらの写しを添えて認定申請をしている場合をいいます。
- 4 建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定を受ける場合の認定申請手数料です。
- 5 新築・増改築の工事によって建築される長期優良住宅の変更認定申請手数料です。計画の内容を変更する場合と、認定計画実施者を分譲事業者から譲受人または管理者等に変更する場合で手数料の額が異なります。
- 6 建築行為を伴わずに認定を受けた長期優良住宅の変更認定申請手数料です。
- 7 中古住宅の売買等で認定計画実施者の地位を承継する場合の承認申請手数料です。
- 8 長期優良住宅型総合設計制度を活用して容積率の特例許可を受ける場合の許可申請手数料です。